

規 則

「千曲市保育所条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第35号

千曲市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市保育所条例施行規則(平成15年千曲市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「福祉事務所長」を「千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第13条中「福祉事務所長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千曲市保育所条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。